

## ～テレビで、スマートフォンで、広報紙が読める！～ 「i 広報紙」と「光 BOX<sup>+</sup>※<sup>1</sup>」を活用した、住民向け情報伝達手段の向上について

株式会社ホープ（以下、ホープ）と西日本電信電話株式会社（以下、NTT西日本）は、ホープが提供する「i 広報紙」とNTT西日本が提供する「光 BOX<sup>+</sup>」の連携により、テレビで広報紙が読めるサービスを2014年12月より開始致しました。

また、賛同いただいた自治体と、今後広報紙や観光情報紙等、住民や県外へ広くアピールしたい情報の配信に向け、3者で取り組むことで合意いたしましたので併せてお知らせいたします。

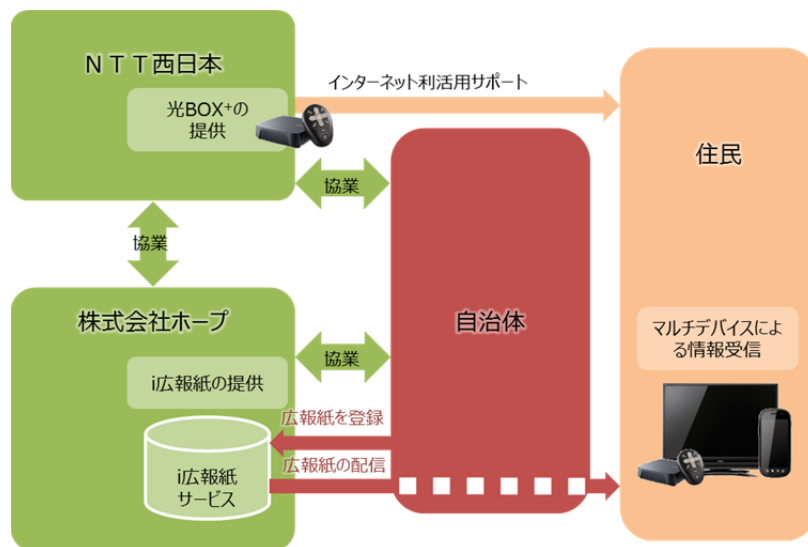
### 1. 協業の背景

ホープは2014年7月1日より、自治体広報紙配信サービス「i 広報紙」のスマートフォン向けアプリの提供を開始していましたが、スマートフォンをお持ちでない住民のみならずにも広く情報を届けたいというご要望を、多くの自治体より承っておりました。一方、NTT西日本は「フレッツ光（インターネット接続サービス）」※<sup>2</sup>をより多くのお客様にご利用いただくために「フレッツ光」と「光 BOX<sup>+</sup>」によるテレビを活用した新たな利用シーンの普及・拡大を進めておりました。今回、両者の思惑が一致し、「光 BOX<sup>+</sup>」による「i 広報紙」アプリの提供に至りました。

※ i 広報紙による情報配信は、自治体等の行政機関が発行する制作物に限ります。

### 2. 各社の役割

株式会社ホープ	・「i 広報紙」の提供、運営 ・自治体への「i 広報紙」の提案
NTT西日本	・フレッツ光・光 BOX <sup>+</sup> の提供 ・自治体への「i 広報紙」等を活用した、行政サービス向上のご提案・構築



### 3. サービス提供自治体からの賛同コメント

「i 広報紙」の活用により、住民サービスのさらなる向上を推進していくことに賛同いただいた自治体

#### (1) 福岡県京都郡みやこ町（以下、みやこ町）

みやこ町が毎月発行している広報紙「広報みやこっちゃん」を、より多くの皆さんに読んでいただくための新たな手段として、「i 広報紙」のアプリを活用します。

##### <広報課ご担当者様のコメント>

今までは「みやこ町」の情報を、紙媒体やホームページでしか皆さんに伝えることができませんでしたが、「i 広報紙」や「光 B O X +」を通じて、スマートフォンでより手軽に、テレビでより身近に、「みやこ町」を感じてもらうことが可能となりました。

「i 広報紙」や「光 B O X +」が、みやこ町と皆さんを繋ぐ架け橋となり、より多くの皆さんに広報紙を読んでいただけることを期待しています。

#### (2) 熊本県玉名郡玉東町（以下、玉東町）

玉東町が毎月発行している広報紙「広報ぎょくとう」をより多くの皆さんに読んでいただくために「i 広報紙」のアプリを活用します。

##### <広報課ご担当者様のコメント>

玉東町での出来事や取り組みを多くの人に知っていただくため、広報紙「広報ぎょくとう」を配信します。

スマートフォンだけでなく、「光 B O X +」を活用することによりテレビでも閲覧が可能になりますので家族と一緒に読んでいただくとありがたいです。また、町外の人にもぜひご覧になっていただけたらと思います。

「i 広報紙」が玉東町と地域をつなぐ手段に加わることで、より多くの人に広報紙を読んでいただけることを期待しています。

#### (3) 高知県

高知県の取組をより多くの方に知って頂くため、高知県総務部広報広聴課が発行する「さん SUN 高知」を配信しています。

##### <ご担当者様コメント>

高知県が毎月発行している広報紙「さん S U N 高知」を、より多くの県民の方に便利で身近に見ていただくための新しい情報発信の方法として、「i 広報紙」のアプリを活用させていただいています。

また、高知県に興味を持っていただいている県外の方々にも、ぜひ、ご覧になっていただければと思います。

今後も、高知県の様々な取り組みを身近に感じてもらうため、「i 広報紙」を含めた新しい試みに挑戦していきたいと考えています。

#### (4) 高知県高知市（以下、高知市）

高知市の取組をより多くの方に知って頂くため、高知市秘書広報課が発行する「高知市広報あかるいまち」を配信しています。

##### <ご担当者様コメント>

広報担当者として一番残念なことは、「広報紙を読まれないこと」です。「i 広報紙」の導入により、いつでも・手軽に広報紙を読んでいただく可能性が広がり、バックナンバーも簡単に閲覧できるようになりました。さらに今回の「光 B O X +」での配信によって、より多くの手段で見やすさや読みやすさが向上するなど、自治体だけではできなかった住民サービスを提供することができ、深く感謝しております。

光 B O X + が自治体と住民をつなぐ新たなきっかけとなり、一人でも多くの方に広報紙を読んでいただけることを期待しております。

(5) 高知県南国市（以下、南国市）

南国市が毎月発行している広報紙「広報なんこく」を、「i 広報紙」のアプリを活用してスマートフォンでも読んでいただけるよう、準備を進めています。

<ご担当者様のコメント>

広報「なんこく」は、これまで紙媒体とホームページで市民の皆様の家庭にお届けしてきました。これからは「i 広報紙」でスマートフォンでの閲覧が便利に、また「光BOX+」でテレビでも広報「なんこく」がご覧いただけるようになります。

「i 広報紙」と「光BOX+」で、いつでもどこでも、より見やすく、これまで以上に広報が市民の皆さんの身近な情報誌として、また市外の方に南国市を知っていただく媒体として、活用していただくと期待しています。

「i 広報紙」では、全国で117の自治体の広報紙が閲覧可能です。（2015年2月1日現在）

<http://www.zaigenkakuho.com/ikouhoushi/map.html>

4. 「i 広報紙」とは

本アプリは、自治体が発行する広報紙をスマートフォンやテレビに配信できるサービスです。自治体におかれましては、有益な情報が詰まった広報紙を、一度きりの配布で終わらせず、より多くの住民に届けることができます。また、広報紙の情報だけでなく、観光情報等も配信可能なため、管轄内の住民だけでなく、県外からの観光集客に向けた情報配信媒体としてもお使いいただけます。

対象	機能
アプリ利用者	1. 広報紙ビューワ 2. スクラップブック 3. Push 通知機能（スマートフォン版アプリのみ） 4. 個人設定 ※お住まいの地域の他、気になる地域も設定可能 5. 電子ブック（PC 向け閲覧機能）
自治体	1. 広報紙の登録 2. レポートの取得

<利用イメージ>

① 利用端末：テレビ

普段お使いのテレビにて広報紙を閲覧可能。家族と情報を共有したり、スマートフォン未利用者にも情報が届きます。

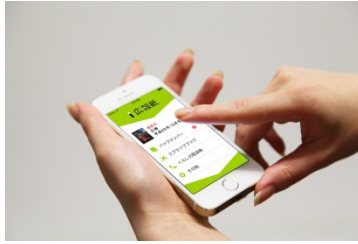


<画面イメージ>

※テレビによる「i 広報紙」の利用には、光BOX+をテレビとインターネットに接続する必要があります。

② 利用端末：スマートフォン

外出先や、自宅など、いつでもどこでも広報紙を閲覧可能。新しい広報紙が追加されたときは、プッシュ通知で情報が届きます。



## <画面イメージ>



※スマートフォンによる「i 広報紙」の利用には、所定のアプリをインストールする必要があります。

## 5. 今後の展開

「i 広報紙」等の I C T の利活用による行政サービスの向上を目指し、「i 広報紙」を利用されている自治体との連携強化、新たな自治体との協業に力を入れて参ります。

自治体が精魂込めて制作する広報紙・観光情報紙などの有益な情報を、より多くの住民へ届けられる仕組み作りを推進し、暮らしやすい魅力的な街づくりに貢献して参ります。

### <「i 広報紙」で今後追加される機能（予定）>

- ・動画閲覧機能（アプリ利用者向け機能）
- ・YouTube™連携による動画配信機能（自治体向け機能）

※YouTube™は、Google Inc.の商標または登録商標です。

## 6. 本件に関するお問い合わせ先

### <「i 広報紙」の導入に関するお問い合わせ >

株式会社ホープ i 広報紙グループ 田中

Tel : 092-716-1404

受付時間：午前9時～午後6時（平日）

### <「フレッツ光」「光 BOX<sup>+</sup>」に関するお問い合わせ>

NTT 西日本フレッツ光カスタマーセンター

Tel : 0120-202-990

受付時間：午前9時～午後7時（土曜・日曜・祝日も受付中、年末年始 12/29～1/3 を除く）

※電話番号をお確かめのうえ、お間違いのないようお願い致します。

### ※1. 「光 BOX<sup>+</sup>」について

本製品によるインターネット利用には、「フレッツ光」等のブロードバンド回線、および対応するプロバイダーとの契約・料金、ルーター等が別途必要です。環境によっては、十分な帯域確保ができず音声や映像が途切れる場合があります。本製品を利用するには、HDMI 端子付のテレビが必要です。詳しくは、NTT 西日本ホームページ（<http://www.ntt-west.co.jp/kiki/hikaribox/>）にてご確認ください。

### ※2. フレッツ光（インターネット接続サービス）について

インターネットのご利用には、プロバイダーとの契約が必要です。サービス提供エリアであっても、ご利用いただけない場合があります。エリアについては、お問い合わせいただくか、[<http://flets-w.com/>] をご確認ください。

ニュースリリースに記載されている内容は、報道発表時のものです。

最新の情報と内容が異なる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

<本件に関する報道機関からのお問い合わせ先>

<全般に関する問い合わせ>

N T T 西日本 九州事業本部 総務部

T e l : 092-434-0608

<「i 広報紙」アプリについて>

株式会社ホープ i 広報紙グループ 田中

T e l : 092-716-1404